

經濟論叢

第 138 卷 第 3・4 号

「經濟とは何か」：ポラーニ対ハイエク……………高橋正立	1
マルクスにおける貨幣と時間(下)……………八木紀一郎	21
工場内の作業における構想と実行の分離……………北川與司雄	39
タイ工業化の歴史的前提……………上田曜子	54
世界恐慌期の通商政策とダニューブ諸国問題…伯井泰彦	75
イギリス公営住宅政策の形成と住宅經濟の發展……………藤原一哉	98

昭和 61 年 9・10 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

世界恐慌期の通商政策とダニューブ諸国問題

—フランス資本主義との関連で—

伯 井 泰 彦

I はじめに

周知のように、世界経済がプロッキズムへの傾斜を深めていく過程は、単純な工業国間での過当競争の進行に躊躇させることはできない。それは旧来の農工間分業に発生した深刻な破綻が通商政策に固有の解決を求めていく過程でもあった。その意味ではプロッキズムは、通商政策における文字どおりの非協調を特徴とするわけではなく、むしろ地域的協調を通じて展開されていったといえる。大陸ヨーロッパ諸国にとってこの問題はさしあたり、とくにダニューブ沿岸農業諸国を中心とする東欧諸国の農業不況対策として現われた。

東欧諸国は、1930年11月に予定されていたいわゆる国際連盟関税休戦会議において、東欧農業不況問題¹⁾の打開を要求していくために3回の会議を開催し討議を重ねた。まず30年6月ストルブスケ・プレソに会した小協商国（チェコスロバキア・ルーマニア・ユーゴスラビア）は、1)チェコ＝ルーマニア間の通商条約調印、チェコ＝ユーゴ間条約交渉を行ない、2)ユーゴ＝ルーマニア間関税同盟案、3)オーストリアも含めた継承国家との提携を唱った。次いで7月ブカレスト会議ではハンガリー、ユーゴ、ルーマニアが、1)農業国への特惠関税設定、2)農産物保護主義と独占の撤廃、3)国際的農業信用の供与を決議した。そして8月のワルシャワ会議は、ポーランドがダニューブ諸国の経済統合からの孤立を恐れ、エストニア、ラトビア、ハンガリー、ブルガリア、小協商3ヶ

1) 最近の邦語文献としては、工藤章、1931年における中東ヨーロッパ金融恐慌の経済的背景、「社会科学研究」第34巻第6号、1983年3月、世界農業問題については V. P. Timoshenko, *World Agriculture and the Depression, 1933* をみられたい。

国を含む8ヶ国農業ブロック建設を提唱したもので、これら諸国は特惠関税の設置を要求し、それゆえ最恵国待遇の原則に反対して国際連盟に働きかけることを決議したのである²⁾。この過程で形成されたのは、まず最初に、東欧の経済的窮状の原因を、オーストリア＝ハンガリー帝国の解体に起因する域内経済の統一性の欠如に求め、戦勝国である小協商国のイニシアティブでの域内分業の再建に打開案を見出す認識であった。つぎにこの認識は、過剰農産物の販路問題、信用供与問題での西欧を含む工業国側の責任と義務に及び、さらに中心論点である特惠問題に関しては、最恵国条項という既存の国際経済秩序原理の修正要求に発展する。

旧来の国際経済秩序が国際分業関係の円滑な進行と齟齬するにいたったとき、関係国に望まれる行動の範囲は、既存の世界市場と当該資本主義の蓄積構造の拘束から自由ではない。かりにその拘束が農工間分業に生じた破綻を繕いえないとすれば、世界経済はどうなるのか。先に展開された主張は、きわめて今日的でさえある。本稿の課題は、農業諸国の要求に対する英仏独3大国の通商政策に表われた対立と抗争、とりわけフランス資本主義の対応に焦点をあてて、資本主義の構造とそれに規定された対東欧インタレストの在り方が、いかに深く世界経済の解体過程の経済的基礎をなしていたかを検討しようとするものである。

II 英仏独3大国の対応

(a) 国際連盟関税休戦会議³⁾

30年9～10月の国際連盟第11回総会は、関税休戦会議の前哨戦となった。まずワルシャワ協定調印国の特惠関税設定要求に関して、大多数の諸国とりわけカナダ、オーストラリア、インド、ニュージーランド、南アフリカといった英

2) League of Nations, *Commercial Policy in the Interwar Period*, 1942, p. 55. 生島広治郎「現代の貿易と貿易政策」日本評論社、1936年、183-184頁。

3) 3月の会議は紛糾の末、予備会議に終わり11月が本会議とされたが、論点が関税引下げから東欧農業問題へ移行したので、「経済協調会議」ともよばれる。

帝国内自治領は、ヨーロッパ産農産物への特惠に強い反対を表明し、イギリス、オランダ、スカンディナヴィア諸国もこれにならう。フランスとドイツは静観する態度で臨んだ。特惠案に積極的に好意を示したのは、オーストリアのみであった。ここで浮かび上がるのは農業不況下における農業国間対立、さらにそれら農業諸国を市場としている工業諸国の対応の差である。英帝国諸国をはじめとする海外農業諸国は、穀物生産とくに小麦生産でのダニューブ諸国との競合の点で真向から対立する立場にある。イギリスなど大陸農業諸国との通商関係がより稀薄な国々はこれに従った。また、ドイツとフランスが静観したのは主として自国農業保護との抵触からである。特惠案に唯一賛成したオーストリアにとって、東欧諸国は伝統的な食料原料の供給地であるとともに自国工業製品の販路であった。したがってこの背景には東欧農業諸国の農業不況のみならず、域内工業国の販路問題が絡んでいた。特惠制度に反対した諸国は、最惠国条項をその根拠として持ち出す。これに対し東欧農業諸国は、特惠制度の導入が最惠国条項の全般的否定を意味するのではなく、条項への例外、条件付適用に相当すると反論した。

ワルシャワ8ヶ国は、連盟総会後常設委員会を設置して、10月から11月にかけてブカレスト、ベオグラード、ワルシャワで会議を重ね、特惠関税の具体的適用、さらに東欧農産物輸入阻止を続ける工業国への報復的輸入統制の検討を始める。このことは次の二つの動きを生んだ。第一に8ヶ国の中で、穀物への輸出依存度の差から、工業化の進んだチェコと穀物輸出への利害が低いバルト諸国やブルガリア、他方穀物輸出に大きく依存するハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ユーゴとの間で足並みが乱れはじめる。第二にフランスが東欧農業不況問題に関して、国際的農業信用の供与を勧告したことである。

11月の連盟関税休戦本会議は、東欧農業国の特惠要求に対する西欧工業諸国の基本的対応が見事に出そろったという意味で注目に価する。(ア)イギリスをはじめとする諸国は最惠国条項の無条件適用を固持し、東欧農産物特惠に反対の姿勢を崩さなかった。同月開催されていた英帝国会議では、深刻化する不況に

際し自治領より本国に対する特惠制度が迫られており、イギリスはこれをも拒否していたのだからなおさらであった。(f)これに対しフランスは国際的農業信用と東欧における運輸改善の必要性を強調したにとどまった。したがって特惠制度の支持、つまり東欧農産物への販路提供には一貫して消極的だったのである。(g)これに対しドイツは多数国条約を排して関税割当制の利益を主張し、双務主義に傾斜しながら特惠制度支持に踏み出していく。さて同会議で確認された内容は、特惠制度が最恵国条項の正常な適用を変更するものであってはならないこと、穀物に限定されるべきこと、海外農業諸国の利益や欧州輸入国側の農業利害を害すべきではないことなど若干の原則的問題に限られた⁴⁾。

(b) タルデュー案をめぐる対立

さて30年中に浮かび上った東欧農業不況をめぐる対応の差は、31年に入るとますます拡大していった。まず口火を切ったのは、31年3月の独逸関税同盟仮協定である。これは両国国内不況の深化を背景としつつ、ドイツ側からすれば前年5月提唱されていたフランス外相「ブリアンの欧州連盟案への嘲笑」⁵⁾であった。さらにドイツはダニューブ諸国とも二国間特惠条約を結んでいく。31年6月のドイツ＝ルーマニア通商協定、7月のドイツ＝ハンガリー通商条約は、小麦をはじめとする穀物に50～75%の関税割引を与えると同時に輸入割当てを行なおうとするものであった。これらの企てはすべて水泡に帰す。フランスの圧力に加えて、イギリス、アメリカも最恵国条項やサンジェルマン条約、ジュネーブ議定書違反を盾にとって反対したためである。

この過程で世界経済の分裂は決定的となった。つまり国際金融恐慌の発生である。仮協定に反発したフランスによる短資引揚げにみまわれたオーストリアでは、5月クレディット・アンシュタルトが破綻し、金融恐慌はドイツ、イギリス、アメリカへと拡がる国際的な取付けの連鎖を惹起する。7月ドイツのダ

4) 国際連盟事務局東京支局編「国際関税問題」1932年、65-67頁。生島、前掲書、185-188頁。

5) 濱田恒一「貿易政策論」改造社、1934年、107頁。

ナート銀行が危機に陥り、やがてドイツは金本位制を停止する。20年代末から国際収支状況を悪化させつつ、これまでは高金利による短資呼び込みでいわゆる短期借長期貸を維持してきたイギリスは、ここにいたって短資と金の流出にみまわれ、9月に金本位制を停止した。通商面でも自由貿易主義を放棄して保護主義に転換していく(11月異常輸入関税法、32年3月輸入関税法)。

こうした事態の中で、東欧諸国農業問題に対するフランスの対応に若干の変化が現われた。ドイツ特惠工作と、イギリス金本位停止に伴い加速化された東欧農業不況の激化に促されたこの変化は、フランスによる特惠関税制度の組織化と、英独伊3国に提示されたいわゆるタルデュー案であった。まず前者は、31年9月のフランス＝ハンガリー通商協定、11月のフランス＝ユーゴ小麦協定、32年1月のフランス＝ルーマニア小麦協定である。前者は小麦に30%の特恵を与え、後二者ではフランスの小麦輸入の10%に相当する輸入割当に対して30%の特恵を与え、逆にフランスのブドウ酒、繊維製品、自動車等に関税の割引を行なうことが規定された。特惠条約が実行できたのは、関税割戻の形式で隠蔽して、最恵国の抗議をかわすことができたからである⁶⁾。ついでタルデュー案は、32年3月に提出されたフランスによる一種のダニェーブ連合案であった。これは1)オーストリア、ハンガリー、チェコ、ルーマニア、ユーゴの間に特惠関税と輸入割当制によるブロックを形成させ、2)工業国オーストリア、チェコと農業国ハンガリー、ルーマニア、ユーゴとの域内農工間分業の促進をはかって東欧諸国の販路問題に解決を与えることを内容とし、そのためダニェーブ5ヶ国の直接交渉の促進、仏英独伊4大国の協力、4大国と5ヶ国との国際会議の開催を提起したものである⁷⁾。

新たな若干の変化、それは特惠関税設定による具体的な販路問題の打開策には一貫して消極的であったフランスが、前者の個別二国間協定方式、後者の多数国間方式の差異はあるにせよ、はじめて具体案として特惠制導入に途を開い

6) 同書126頁。外務省調査部「最恵国約款適用ノ除外例ニ関スル調査」1936年、127頁。

7) 同書91頁。生島、前掲書、200-202頁。

たことである。だがあえて「若干の」と限定付けざるをえないのは次の理由による。第一にフランスと農業3カ国との間に締結された特惠条約の場合、現実には農業国に保証される小麦輸入量は15万トンと問題にならぬほど僅かだったことである。これでは農業諸国の現実的販路解消にならないばかりか、かえってその反対給付にみられるフランス工業の利害のみがみえすいているように思われる。第二にタルデュール案に関しては、特惠による農業不況の解決がいわば域内問題に限定されていることである。とりわけ東欧諸国の穀物過剰が域内のみで解消される性格のものではなく、最大の穀物輸入地域である西欧工業諸国による受入れ以外、不況打開の途がないのは明白であった。その意味でフランスの対応は問題の核心を回避するものであったと言わざるを得ないのである。

フランスの提案に対して3大国はどう対応したであろうか。まずイギリスは、関税同盟に関して総論で賛成にまわったが、国際会議の在り方について異議を唱えた。つぎにドイツの主張はほぼ3点に要約できた。1)ダニューブ5ヶ国関税同盟よりもオーストリア、ハンガリーの救済が急務であること、2)5ヶ国にブルガリアをはじめとするその他東欧諸国を加えて、過剰穀物処理の解決をはかるべきこと、3)関税同盟からチェコを排除することである。イタリアの主張もドイツに近かった。ここに独仏の対立が表面化することになり、4月のロンドン4大国会議は無期延期に陥る。同月のインスブルック10ヶ国会議(4大国と小協商国、ハンガリー、ポーランド、ブルガリア)も、工業国が第三国の権益を害しない範囲でという限定つきで農業諸国の穀物に特惠を与えることを申し合わせるにとどまった。ところでイギリスが総論賛成にまわったのは、第三国の利害の尊重を要求する強い国際世論が存在していること、またオタワ会議が7月に迫っており英帝国内特惠=スターリング・ブロックの結成がすでに日程にのぼっていたことなどから、自国の利益が著しく冒される可能性はないとの判断があったためであろう。これに対しドイツ、イタリアの対応には次のような企図が看取される。2)の主張は一見正論にみえるがドイツ自身が広範囲な農業諸国の過剰ストックを処理する見通しを持っていたわけではなく、身勝手な

フランス主導のダニェーブ5ヶ国連合案に対する反発からきた為にする議論にすぎない。ドイツの利害が直接には1)の線にそったものであったことは3)からも裏付けることができる。つまり、ドイツにとって最大の関心事は伝統的に影響力をもつオーストリアであり、フランスの支配力の強い域内工業国チェコは、独逸両工業国にとって排除こそ望ましい⁸⁾。もともとドイツの力では多数国間ブロックを組織することは困難であり、オーストリアとの統合を軸とした周辺農業諸国との二国間協定を進めていくことを基本路線としていたのであった。

(c) ストレーザ会議

さて32年7月ローザンヌ会議は、ヤング案によるドイツ賠償問題の解消のほか、中東ヨーロッパ諸国の復興問題の検討のため、9月にストレーザに会する旨決議した。ポーランドをはじめとする農業8ヶ国は、再び8月ワルシャワで会合をもつ。8ヶ国の要求は、1)農産物特惠関税の設定、2)債務履行が可能となるよう関税割当と輸入割当の債権諸国への要求、すなわち債務不履行に陥った農業債務諸国としての、西側債権諸国に対する共同戦線の構築であった。

9月ストレーザ会議(4大国、オランダ、ベルギー、スイス、小協商国、オーストリア、ハンガリー、ポーランド、ブルガリア、ギリシャ、ラトビア)では関係諸国の利害が再び衝突した。ドイツは従来どおりチェコに与えられる特惠関税への反対、二国間特惠条約の積極的な推進を主張し、ハンガリー、ユーゴ、ブルガリア、ルーマニアの小麦、飼料大麦、トウモロコシに対する恐慌期間に限った特惠関税の供与を表明する。チェコは、東欧域内工業国として、農業国への恩典に相等する利益を主張して留保をつけた。また海外農業諸国はすでにオタワ協定を成立させていたにも拘らず、原則的反対の姿勢を変えず英国もこれに従った。それゆえフランスは多数国条約による過剰穀物処理を訴えたものの、タルデュー案にみられるような特惠制度の構築は基本的に葬り去られ

8) 逆に先の独逸関税同盟案を廃案に追いこむことは、チェコの利害でもあった。F. Hertz, *The Economic Problem of the Danubian States*, 1947, pp. 64-67.

る構図に終わった⁹⁾。

ストレーザ会議の決議事項の検討は、これまで追跡してきた東欧農業不況打開を賭けた対立抗争のひとつの帰結を示してくれる。それはほぼ四項目の合意からなっていた。第一に、中東欧諸国の通商関係の拡大改善のため、域内域外の通商関係の発展を促進する通商条約を締結すること。第二にトランスファー問題の打開のため為替制限を漸次撤廃すること。第三に直接的貿易制限措置、すなわち輸入禁止・許可・割当等を漸次撤廃（当面は割当額の調整、拡大のための二国間協定を継続）すること。第四に中東欧諸国の購買力を回復させるため、穀物価格引上げのための国際条約を締結することなどであった。これらはある意味では極めて自由主義的色彩が濃い合意だったといえよう。というのは、肝心の特惠問題に関しては、最恵国条項をもつ第三国の一切の権利を留保すること、農業諸国に特惠その他の援助が与えられる場合でも第三国の利益を冒さないことが条件づけられており、東欧農業諸国の特惠設定自体が、最恵国条項の「例外」として許容されるか否かも、最終的な判断は今後に委ねられたからである。だがここにいたって「自由主義的」ということは、結局深刻さを増す農業不況の克服に対する無為無策の表明でしかなかった。具体化された対策は、第四点に関して、穀物価格支持基金の創設のみであった。これは1)1929—31年の穀物平均輸出量に対し、100kg 当り1.5～2スイス・フランの価格補助を与え、2)そのため関係醸出国が7500万金スイス・フランで基金を設けるものである。この場合も、二国間条約によって輸出国に利益を与えている輸入国には分担額を減ずるなど潜在的な双務主義的傾向は否めなかった。またこれに加えて国際農業抵当銀行の設置が勧告された¹⁰⁾。

かくしてストレーザ会議の成果なるものは、要するに30年11月の連盟関税休

9) 生島、前掲書、204—207頁。外務省調査部、前掲書、93—95頁。

10) 東欧特惠問題を最恵国条項の一時的例外として許容することには、同年10月～33年1月のロンドン国際会議でも慎重論が很強く、また特惠によるストック解消は、穀物引上げ問題に比すれば重要でないとする議論さえあった。同書82—83頁。国際農業抵当銀行は、31年5月連盟理事会で採択された条約に基づく国際融資機関である。国際連盟事務局東京支局「世界農業恐慌」1931年、付録をみよ。

戦会議の基調から大きく前進してはいないし、あえていえば振り出しに戻っているとしかいいないものである。農産物販路保障はほとんど物質化されず、信用金融面でのテコ入れとその見返りに要求される為替制限の撤廃、このような施策に終始したことは、西欧工業諸国が東欧農業恐慌を農工間分業の破綻として把握せず、既存の分業構造＝通商関係における改革を放棄して、一切を債権債務国一般の関係に躊躇せざるをえなかったことを意味する。しかし33年3月アメリカ金本位停止、6月ロンドン会議の決裂、7月金ブロック結成の過程で、ストレーザ会議の「全構想は無に帰し¹¹⁾」、世界経済の解体が決定的に促進されたのである。3大国の利害の対立と抗争の帰結として、東欧諸国の経済的破綻は解決の途を失った。ストレーザ会議に象徴されるように、一切の問題を債権債務国一般に終始させた点において、この過程に規定的要因として深く介在したフランス資本主義の分析が要求されねばならないと思われる。

III 戦間期フランス資本主義の構造¹²⁾

いくつかの指標の検討からはじめよう。表1から1906年、31年の2時点で製造業雇用の推移をみると、17%約100万人の増大を示している。軽工業部門と重化学工業部門に大別すれば、絶対数では前者が多いとはいえ増加率は概ね衰退的であるのに対して、後者は90%近い伸びを示し全体比でも全製造業部門の30%をこえる雇用を吸収していることがわかる。また資本の集積集中の検討によれば、20年代には全部門で集積が急速に進行し、かつ重化学部門ではきわめて活発な集中が展開されたことが知られている¹³⁾。工業生産指数をみると(表2)、まず総合指数では24年に戦前水準を突破したこと、部門別指数では、繊維部門の停滞に比して金属・機械とくに自動車・鋼などの生産水準が高いこと、

11) League of Nations, *op. cit.*, p. 57.

12) さしあたり J. Bouvier et al., *Histoire économique et sociale de la France T. V. 2 vol.*, 1980, A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres*, 4 vol., 1965~75, 佐々木建, 第2次大戦前におけるフランス資本主義の分析視角「経営研究」第101-103号, 1969年9月, 同, フランス金融資本成立過程をめぐる諸問題, 同, 第104-106号, 1970年3月などを参照。

13) 同論文172-178頁, J. Bouvier et al., *op. cit.*, p. 781 ff.

表1 フランスの製造業雇用 (単位: 1000人)

	1906	1931	増加率 (%)
食品	479	542	+ 13
皮革	334	300	- 10
木材	705	649	- 9
繊維	914	920	+ 1
布製品	1,551	1,001	- 35.5
小計	3,983	3,412	- 14.3
紙・ゴム	85	166	+ 95
化学	125	238	+ 87
化学織	107	155	+ 45
金属	70	173	+148
機械	758	1,437	+ 89
小計	1,145	2,169	+ 89.4
建設	550	886	+ 61
総計 ¹⁾	5,856	6,837	+ 17

注 1) 表に掲げられていない部門を含む。

出所 A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres* T. 1, 1965. p. 269.

さらに20年代末からは建設業も高水準を維持していることがわかる。20年代のフランス工業は、このように産業構造、集積集中、生産水準などあらゆる点で重化学工業への比重を高めつつあった。その意味では独占形成の後進性と重化学工業水準の劣位を理由として、いわゆる「高利貸的帝国主義」規定をフランス国内再生産構造一般の特質として機械的に適用する議論は、すでに妥当性を失ないつつ

あるといわねばならない。

フランス資本主義に重工業化を伴う構造変化を与えたのは、第1次大戦であった。まず軍需関連部門の発展が、化学、電機、自動車、航空機など新興部門の成長を促し、戦時動員による労働力不足は機械化を推進させる。また東北部工業地帯の被占領と破壊が、非占領地域への重化学工業の地理的拡大をもたらした。さらに復興過程でもドイツからアルザス・ロレーヌを奪還し、豊富な鉄鉱石、苛性カリや莫大な生産設備を入手したこと、また積極的インフレ政策による戦後復興政策が展開されたことも、重化学部門の蓄積をおおいに助けた。ドイツからの賠償を引当てとするいわゆる回収可能予算を設定、公債発行とフランス銀行貸上げに依存した財政資金投下である。財政資金の積極的投入、インフレ進行に伴う投資促進、それらを前提とする事業銀行 *banques d'affaires* の国内産業投資への転換、こうした要因が早くも24年での戦前工業生産水準の

表2 フランスの部門別工業生産指数 (1913年=100)

年次	総合 指数	織			金			機			建設
		(綿,	維	毛)	(銃,	属	鋼)	(鉄製品,	自	動車)	
1919	57	60	49	48	29	26	31	58	57		16
20	62	66	53	63	41	38	42	63	62		27
21	55	52	53	46	41	38	44	60	54	238	23
22	78	84.5	70	96	61	57.5	65	79	73.5	255	37
23	88	83	73	98	68	60	73	90	82	310	58
24	109	88	73	103	94	85	99	123	113	422	74
25	108	91	77	99	101	93	107	115	104	461	80
26	126	97	82	106	113	103	120	132	122	543	114
27	110	89	79	100	112	102	119	114	107	524	80
28	127	99	82	109	125	111	134	138	128	610	97
29	139.5	92	83	103	129	115	139	157	145	657	123
30	140	85	79	97	125	111	135	157	147	637	137
31	119	65	60	79	101	88	110	132	117	514	121

出所 *Ibid.*, pp. 465-466.

回復と、重化学工業における著しい集積と技術的再編を推進させたといえよう。この過程で金融寡頭制内部でも重化学工業、とりわけ上層鉄鋼資本集団を代表する「鉄鋼連合会」Comité des forges などが中枢を占めるにいたる¹⁴⁾。

ところで世界恐慌期の工業生産に目をむければ、大部分の工業国が29年にピークに達しかつ急激な低下を示しているのに対し、フランスの場合は30年であります31年段階でも低下率は小さいこと、表2では示せないが32年に一旦底に達し33年多少回復するが、35年に最低に陥ること、また他の諸国とは逆に生産手段部門の低下率が消費資料部門のそれより小さいことなどが知られている。つまりフランスへの恐慌の波及は実際はきわめて遅く（生産手段、重工業部門ほど）、本格的な恐慌の波にさらされるのは、ドル切下げ（33年米金本位停止）＝フラン価値高位固定による輸出減退と、30年代前半に急速に悪化する国内農業恐慌（とくに32, 34年の豊作）が重なる33年以降であった。このことは逆にいえば、それ以前の恐慌対策がかなり成功を取めたことを裏書きするものでもあ

14) 中木康夫「フランス政治史」中、未来社、1975年、34頁。

表3 フランスの国家経費 (単位: 1億フラン)

年 度 ¹⁾	公共事業省費		国防省費		経費総額
1926	40	9.4%	67	15.9%	420
27~29/30	29	5.9	107	21.6	495
30/31~32	30	6.0	123	24.6	499
33~35	37	7.2	108	20.9	516

注 1) 26年は単年度, 以降は年度平均。ただし29/30年度は15ヶ月予算。
 出所 森恒夫「フランス資本主義と租税」東京大学出版会, 1967年, 259頁より作成。

る。この点をヴァルガは「民間における建設の継続および継続的な技術的再編とならんで、ここでは、港湾設備の拡張、運河の建設事業および東部国境の要塞建設が大きな役割を果たしている」¹⁵⁾ ことを指摘している。

この指摘は、財政資金の投入が復興期にとどまらず恐慌期にいたるまでフランス資本主義の蓄積構造に深く関与しそれを支えていたことを示唆するものであるゆえ、次に国家経費の検討にうつろう。復興期の積極的インフレ政策の帰結として、公債費の増大が財政をいちぢるしく圧迫するが、それも26年の53%をピークに30年以降は30%代に低下する。ところでいまわれわれが注目する公共事業省費と国防省費を表3よりみれば、20年代半ば合計で25~30%、世界恐慌期で30%を超え、33年以降も25%以上と高い水準を示している。前者の水準は多少ばらつきがあるとはいえ、のちの人民戦線内閣時のそれと大差はない。後者については、終戦後から26年までは10~15%にとどまっていたものが、以後突如20%以上に、とくに世界恐慌期にはね上っている。いくらフランスが歴史的にみて軍事大国だとはいえ、ヨーロッパ安全保障を一応確保した25年のロカルノ条約以降の方が軍事支出が多いとは、いささか異常ではないだろうか。フランスは27年ジュネーブ、30年ロンドンの両軍縮会議には不参加であったが(27年国民武装法制定)、こうした軍拡路線は再軍備を禁じられていたワイマル共和国とも、財政均衡の点から軍縮会議のテーブルにしばられつづけた日

15) エー・ヴァルガ「世界経済恐慌史」第1巻第2部、慶応書房、1938年、452頁。

英とも異質なものであったというべきであろう。

それゆえ20年代後半以降のフランス資本主義の蓄積構造の内部には、公共事業と軍需関連の財政支出（例えばマジノ線）が抜きがたくビルト・インされていたと思われる。これらが金融寡頭制中枢を掌握した重工業独占体の利害と直結していることは、想像にかたくない。すなわち、一連の軍備拡張を通じた重工業独占体中心の蓄積基盤が常態化しているのみならず、不況対抗策としても積極的に発動されたこと、これがポワンカレ＝タルデュー体制（1926～30年）における「繁栄政策」の性格であった。周知のように財政金融研究者によるフランス資本主義理解の場合、通貨安定・物価抑制・均衡財政・デフレ政策・金本位護持といった、かなりクラジカルなフレームワークで評価を下す人が少なくないが、これにはいささか疑問が残る¹⁶⁾。それは支配的資本たる重化学独占体の利害＝積極財政と、金本位制維持＝「デフレ」政策とを統一的に把握できないままに終わるからである。

この点再建金本位制の意味を、資本主義の国際的編成という観点からとらえかえす必要があるだろう。それは債権国アメリカとヨーロッパ債務諸国の相互に、戦債、賠償、資本輸出のネットワークにもとづく安定的な資金循環系路を再編するための前提であった。アメリカはいわゆる耐久消費財量産型重化学工業を成立させながら、そこで排出された過剰資金をヨーロッパ復興と農業諸国開発に投入する。ドイツは24年、イギリスは25年に金本位制に復帰し、フランスも26年事実上の安定化、28年法的安定化（戦前平価1/5のポワンカレ・フラン）を実現してこれに続く。この場合、イギリスがもっぱら国際金融市場再建に総資本としての利害を見出したのに対し、ドイツは外資導入をテコとする過

16) 例えば金本位維持を、旧型オートバンク（公債投機業者）固有の利害とみなし、金融寡頭制旧勢力へのヘゲモニーの揺れ戻しと解釈し、その圧力となる金利生活者層の残存（ある場合には労働者階級にまで拡張される）に帰する議論もある。だが常に支配的資本は自己の利害を「国民的利害」に擬装することによって貫徹を容易ならしめようとすることを忘れてはならない。単なる農業保護や労使協調とはちがって、貨幣制度という資本主義体制の核心問題を、階級結集のための妥協の産物と考えるわけにはいかないであろう。

表4 フランスの国際収支 (単位10億フラン)

年次	貿易収支	貿易外収支	金移動
1926	△ 2.0	14.4	—
27	0.1	12.2	0.5
28	△ 3.3	15.9	△ 6.5
29	△11.1	19.2	△ 8.6
30	△12.9	18.1	△11.7
31	△13.3	11.6	△18.5
32	△10.1	5.2	△18.5
33	△ 9.0	6.1	2.1
34	△ 6.7	5.6	△ 1.5
35	△ 5.9	5.2	14.9

注 1928年のポワンカレ・フラン
出所 League of Nations, *Balances of Payments*
1938, p. 53. より作成。

剰生産能力の整理=産業合理化運動をめざした¹⁷⁾。そしてフランスの場合、金本位復帰とその維持には資本主義の高度化を支える資本需要的観点があったように思われる。表4によれば26~32年にわたり650億フラン近くへのぼる金流入として現れているように、インフレ期に海外に逃避したフランス資本が安定化以後還流しはじめる。この額はアメリカをはるかに凌ぐ額で

あり、表5のようにフランスは第二の金保有国（厳密には民間金融機関保有と退蔵を加えねばならない）となる。このことは20年代後半から30年代初めに、
1) 国際資本市場としての地位、資本輸出国としての能力を高めたことに加え、
2) 復興期の公債整理を助ける一方で、重工業独占体の利害と結びついた財政資金投入を軸とする産業高度化=軍拡政策の維持を可能にしていた。

表5 各国銀中央銀行の金準備 (単位: 10億ドル)

年次	アメリカ	フランス	イギリス	ドイツ	世界総計
1923	3.8	0.7	0.7	0.1	8.7
28	3.7	1.3	0.7	0.7	10.1
33	4.0	3.0	0.9	0.0	12.0
38	8.6	1.5	1.6	0.0	15.3

注 純金1オンス=20.67ドルの旧 U.S. ドル
出所 Do., *International Currency Experience*, 1944, p. 233, 240. (R. スルクセ著, 小島清・村野孝訳「国際通貨」東洋経済新報社, 1953年, 附録1, 17頁。)

17) 拙稿, 世界経済の発展段階と日本帝国主義, 小野一郎編「戦間期の日本帝国主義」世界思想社, 1985年では, こうした視点から「相対的安定期」の資本蓄積と世界市場編成を論じたが, そこでは資本輸出国イギリスの補完者という以外フランスについて位置づけることができなかった。実証的研究は今後にゆだねざるをえないが, 本稿では仮説的ながら基本的視角を示しておく。

ただし還流したのはフランス資本のみではなかった。世界農産物市場はいち早く過剰ストックを累積させ、26年頃から価格低落の兆をみせていたし、工業諸国でも28年中には過剰蓄積が露呈しはじめ、国際投資環境は農工両面とも急速に悪化しつつあった。それゆえ28年以後激増する金流入は、諸外国で投資機会を失った国際短資が最後の投資地としてフランスに流入するものであったし¹⁸⁾、フランスの軍拡経済は、自国資本はもちろん国際資本にとって唯一の安全な投資物件として機能していたわけである。金本位制の護持に資本主義体制の存続をかけるフランスと、経済の軍事化に工業生産力の歴史的劣位の克服を見出すフランス、金本位の再建者ポワンカレと「戦争屋ポワンカレ」との間に何ら矛盾は存在しない。不況が激化する33年以降もフラン切下げを拒否して金本位を死守しつづけるのも、同じ理由（不用意な平価切下げは景気拡大をまたぎ再び資本逃避を刺激しかねない）にもとづいている。その意味では金融寡頭制中樞を掌握した支配的資本の利害は、全期間にわたり経済構造の要である貨幣制度を貫徹していたわけである。

IV フランス資本主義と東欧

ヴェルサイユ体制により旧オーストリア＝ハンガリー帝国からの分離独立という形でうみだされた継承国家群にとって、欧州列強の狭間で独立後まもない自国の防衛と大戦によって中断された今世紀初頭からの産業発展を、かつての経済的統一性の解体という条件下で実現せざるをえなかったことは、きわめて苛酷なことであった。他方この体制の維持強化に利害をもつフランスは、安全保障上の観点からもこの地域に勢力圏を設定することを、植民地経営とならぶ対外戦略上の要としていた。いわゆる「防疫線」ないし「東方障壁」、それぞれ反ソ、反独の軍事基地国家群に東欧諸国を編成しようとする構想である。

戦間期の対東欧資本輸出に関して、しばしばその政治的性格が指摘される

18) 資本主義の高度化＝(再)活性化をすすめる局面で、相対的な高金利、高為替相場にも拘らず保護主義的な貿易政策を強めながら、他方で資金導入と選別的な財政投下を続けるのは、今日のレーガノミックスにも共通する政策内容である。

が¹⁹⁾、それはフランスが政府間借款や外債募集を楨杆としてこれらの小国にフランス式装備の過重な軍隊を背負わせたことと結びついている。こうした東欧政策が大戦直後に限定されなかったことは注目してよい。例えば対東欧証券投資のすべてが網羅されているわけではないし資料による差もあるが、表6のよ

表6 フランスの対東欧証券発行 (100万フラン)

	1922-26	27-31	32-37
ド イ ツ	*3	2,515	
オーストリア	478	26	517
ハンガリー	221	510	354
チ ェ コ		1	1,298
ポーランド		*2+527	1,395
ルーマニア	*14.4	4,503	
ブルガリア	156	130	
ユ ー ゴ	269	925	554

注 *単位は100万ポンド, ※100万ドル
 出所 M. G. Myers, *Paris as a Financial Centre*, 1936, pp. 142-143, 福田喜東「フランス計画経済」河出書房, 72-77頁。

うにむしろ20年代後半から増大している。これは金本位復帰後の資本流入によって、国際投資能力が強化されたことに起因していた。東欧、バルカン、近東方面への政治借款はしばしば武器輸出と結びついていた。ヴァルガの指摘によれば、1928～31年に12億7600万フランの航空機と軍需物資がチェコ、ルーマニア、ユーゴ、フィンランド、ペルシャに輸出された²⁰⁾、ポーランドも多額の武器を購入しつづけた。フランスの統計では武器、軍需品、航空機、自動車は年間20億フランほど（製造品輸出の6～7%）だから、かなりの部分を吸収していたことがうかがわれる。したがって政治借款にもとづく同盟国の軍備拡充は、フランス重工業資本の利益と一致していた。新たな支配的資本は、金本位維持によって、国際投資能力と国家財政をとりこんだ積極経営を結合させて、

19) Royal Institute of International Affairs, *The Problem of International Investment*, 1937, (楊井克己・中西直行訳「国際投資論」日本評論社, 1970年, 231頁。)

20) ヴァルガ=メンデルソン「帝國主義論にかんする戦後の新資料」大月書店, 1954年, 125頁。

対外戦略と資本蓄積の統一を実現したのであった。

だがフランス資本主義の東欧進出はそれにとどまらない。新興継承国家が旧敗戦国オーストリア、ハンガリー、ドイツ資本の民族化に着手した際、フランスは金融機関を通じて多くの東欧諸国の銀行、鉱工業企業の支配を開始する。投資領域は国によって差があるが、重化学工業、銀行、繊維、食品、資源関連（ルーマニア石油など）等多部門で活発な産業投資が展開されたのである²¹⁾。時期はやや下るがポーランドの場合（表7）、フランス資本はむしろ政府借款ではなく産業投資に集中していた。東欧随一の工業国チェコの場合にも、外資の企業投資においてフランスはイギリス（30.8%）に次ぐ第2位（21.4%）を保持し、とりわけ重工業と金融部門で大きなウェイトを占めた。

これら直接投資の推進主体は何であったろうか。それは内部蓄積を高め自己

表7 ポーランドにおける外国投資（単位：100万ズロチ）

	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ	総額
国家債務 ¹⁾	657(20.4)	—(—)	338(10.5)	1,481(46.0)	3,223(100)
その他の外国投資 ²⁾	868(21.7)	432(10.8)	202(5.0)	537(13.4)	4,003(100)
うち産業投資	619(31.1)	351(17.6)	91(4.6)	402(20.2)	1,993(100)

注 1) 1937年4月1日。2) 1936年1月1日の数値。なお()内は総額を100とする%。
出所 League of Nations, *Balances of Payments, 1938* p. 110.

表8 チェコスロバキアの株式会社へのフランス直接投資¹⁾（単位：100万コルナ）

	機械組立	銀行	製糖	化学	繊維	鉱山・冶金	総額
投資額	164.3	100.1	59.4	78.4	35.5	174.0	674.2
外資に占めるフランスの%	73.8	44.5	33.7	25.3	15.6	15.0	21.4

注 1) 1937年12月31日の数値
出所 A. Teichova "Les investissements directs français en Tchécoslovaquie entre les deux guerres", M. Lévy-Leboyer (éd.) *La Position internationale de la France, 1977*, p. 324.

21) I. T. Berend and G. Ránki, *Economic Development in East-Central Europe in the 19th and 20th Centuries*, 1977, (南塚信吾監訳「東欧経済史」中央大学出版部, 1978年) 邦訳, 237, 281頁以下。なおポーランド、チェコ、ブルガリアにおけるフランス直接投資の概要は、M. Lévy-Leboyer (éd.), *La Position internationale de la France, 1977* 所収の I. Pietrzak-Pawlowska, A. Teichova, S. Damianov の論文をみよ。

金融化を強めつつあった重工業独占体と、以前の公債投資から大戦後は活発な産業投資へ活動を転換していた事業銀行である。なかでも著名なのはフランス鉄鋼業と兵器産業を代表する Schneider グループ、de Wendel グループだが、前者は欧州全域（ベルギー、ルクセンブルグ、ザール、チェコ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア）に Schneider 産業帝国とよばれる一大企業網を構築する²²⁾。これら独占体は仏外務省を動かし、またチェコ政府をも動かした。戦間期において歴史的な集積集中の劣位を脱し、国際水準にのし上ろうとしていた重工業独占体と銀行、すなわち新たな金融寡頭制は、このように東欧現地企業の掌握、資源開発への参与、金融機関の支配を推進した。したがってフランスの資本輸出を単純な政治性に還元するのは正しくない。それはフランス資本主義の生き残りをかけた高度化政策、つまり経済の軍事化を軸とする重工業独占体の資本蓄積の国際的延長であったという意味で、まさしく帝国主義的であったといえよう。

東欧諸国は1)民族主義的経済政策、2)農業生産の回復、そして3)西欧からの外資導入を条件として復興を開始した。たとえ基幹部門を外資に掌握されていたにせよ、これらの条件が首尾よく国内市場と域内市場の拡大を誘発させることができたならば、自生的な経済発展は可能であったかもしれない。だがこれらの条件は、しだいに消滅していったのである。まず民族主義的経済政策、とくに各国の手厚い保護政策は結果的に域内分業の縮小という桎梏と化した。また世界穀物相場は26年頃から低落をはじめた。これは西欧工業国内の自給化政策に加え、世界市場価格を左右する4大輸出国で省力化農業が大幅増産を促したためであった(表9)。29年恐慌のはじまりは、東欧農産物価格の惨落を惹起する。かくして西欧からの資本導入に比して外貨獲得源である穀物輸出が低落することは、東欧諸国の対外債務返済比率を著しく高め、債務履行能力の喪失と外資依存の深化を帰結する。そして31年信用恐慌以降、資本輸入の杜絶によ

22) フランス銀行とパリ大銀行群は、国際連盟の旗のもとで東欧通貨再建への参与、Schneider グループとパリバ、BUP等の事業銀行は直接投資という分業構造を形成し、フランス金融資本は「新帝国主義」的進出を展開する。J. Bouvier et al., *op. cit.*, p. 706.

表9A 世界の小麦生産 (単位: 100万キントル)

年 平 均 ¹⁾	1909~13	25~27	28~30	31~33
フ ラ ン ス	89	76	77	86
ド イ ツ	38	30	37	49
全 欧 輸 入 国	} 371	274	290	337
ダニューブ輸出国 ²⁾		78	91	87
4 大 輸 出 国 ³⁾	306	431	468	415
世 界 総 計	1,029	1,154	1,262	1,266

B 世界の小麦・小麦粉輸入

フ ラ ン ス	12	12	11	12
ド イ ツ	19	22	14	4 ⁴⁾
イ ギ リ ス	59	56	57	61
全 欧 輸 入 国	n. a.	109	103	71
世 界 総 計	162	208	184	146

注 1) 生産は暦年, 輸入は統計年。2) ハンガリー, ルーマニア, ブルガリア, ユーゴ。3) 合衆国, カナダ, オーストラリア, アルゼンチン。4) 33-34年度は出超。

出所 League of Nations, *Consideration on the Present Evolution of Agricultural Protectionism*, 1935, pp. 27-28. より作成。

表10 東欧5ヶ国の利子配当収支および経常収支 (単位: 100万旧U. S. 金ドル)

年平均	ブルガリア		ハンガリー		ポーランド		チェコスロバキア		ユーゴスラビア ³⁾	
	A ¹⁾	B ²⁾	A	B	A	B	A	B	A	B
1927~28	-6.9	-5.1	-23.2	-89.6	-28.9	-81.1	-18.8	+6.21	-20.3	-25.2
29~30	-8.0	-11.0	-30.6	-29.0	-46.6	-38.6	-13.8	+39.0	-22.3 ³⁾	+12.8 ³⁾
31~32	-5.9	-2.5	-19.8	-19.1	-39.4	+6.6	-9.5	+11.1	n. a.	
33~34	-1.4	+0.4	-6.0	+3.9	-21.3	+13.2	-9.2	+10.0	n. a.	
35~36	-1.7	+5.7	-4.6	+8.2	-15.2	+5.4	-12.4	-4.5	-13.6 ⁴⁾	-0.9 ⁴⁾

注 1) Aは利子配当収支, 2) Bは経常収支(金移動を除く), 3) 1929年, 4) 1935年の数値
出所 League of Nations, *Balances of Payments 1938*, pp. 16-19.

って、東欧経済発展を支えるはずであった三つの条件は完全に消滅したのである²³⁾。表10に示された経常収支の改善は、破局的事態に対処するため輸入禁圧、飢餓的ダンピング輸出、為替管理によるトランスファー制限などの結果にすぎ

23) ベレンド・ランキ前掲訳書, 294頁以下。

なかった。

厳密に言えば東欧諸国の窮状の原因は、域内農工間、域内農業対域外工業、また域内工業対域外工業間の分業＝通商関係に生じた破綻、さらに債権国（域外工業国）と債務国との信用関係の閉塞にあった。その意味では東欧危機は単なる農業恐慌にとどまらぬ域内工業化の危機でもあった。ただ債務履行能力を

表11 東欧貿易にせめる3大国の構成比 (%)

		1924	1928	1932	1936 ¹⁾
オーストリア	仏	2.4	2.6	2.7	3.6
	独	14.2	19.3	18.8	16.6
	英	3.5	3.2	3.0	4.8
ハンガリー	仏	1.1	1.9	4.2	1.8
	独	10.4	16.4	18.6	23.3
	英	1.9	2.9	5.6	6.7
チェコ	仏	2.5	2.7	4.4	4.7
	独	27.1	23.4	20.4	9.2
	英	6.1	5.7	4.8	6.2
ポーランド	仏	4.5	5.1	6.2	4.3
	独	38.5	29.9	17.9	14.2
	英	8.9	9.2	13.0	17.9
ルーマニア	仏	7.2	5.7	13.5	7.3
	独	12.2	21.2	17.1	24.5
	英	7.7	7.3	12.6	11.8
ブルガリア	仏	10.0	6.7	4.6	1.7
	独	19.0	24.3	30.0	53.6
	英	7.1	6.4	6.5	8.5
ユーゴ	仏	n. a.	4.2	3.6	2.2
	独	n. a.	12.9	14.4	25.2
	英	n. a.	3.9	4.7	9.2

注 1) ハンガリー、チェコは35年の値。
出所 League of Nations, *Memorandum on International Trade and Balances of Payments 1913-1927, 1927-1929, do., International Trade Statistics, 1931/32, 1935, 1938*より算出。

喪失しつつある債務国という国際収支構造上の地位に拘束されるがゆえに、東欧諸国は貿易出超を実現する他なかつたこと、また過剰穀物の域内での解消には大きな制約があったことなどを想起すれば、恐慌打開のためには域外工業国による販路提供が必須条件であったことは明らかである。

では東欧諸国と域外工業国との通商関係はいかなる状況にあったらうか。

3 大國別の構成比(表11)をみると、ブルガリアとユーゴを除けば特惠協定を締結したルーマニア、ハンガリーに顕著なように少なくとも恐慌期においてフランスの比重は上昇した。しかし英独と比較するとほとんどの場合最下位にとどまり、同盟国たる対小協商国貿易においてさえドイツの足元にも及ばない。フ

表12A 対ポーランド貿易¹⁾

B対チェコ貿易¹⁾ (100万フラン)

年 平 均		1927~28	29~30	31~32			1927~28	29~30	31~32
輸 入	木 材	70	78	87	輸 入	木 材	5	7	9
	石 炭	36	90	88		ホ ッ プ	18	16	15
	砂 糖	17	21	4		穀 物	n. a.	23 ²⁾	29
	穀 物	n. a.	37 ²⁾	25		織 維	31	42	39
	総 額	215	331	345		陶磁・ガラス	47	61	52
輸 出	織 維	268	181	93	動 力 機	4	11	6	
	鉄 鋼	16	23	10	機 械 部 品	2	3	2	
	化 学	9	6	5	金 属 製 品	7	14	11	
	動 力 機	14	13	16	総 額	208	277	290	
	機 械 部 品	10	11	8	輸 出	織 維	114	101	100
	金 属 製 品	6	6	9		化 学	6	7	8
	武 器 ・ 軍 需	21	20	32		動 力 機	7	6	4
	自 動 車	33	31	8		機 械 部 品	5	5	3
総 額	537	452	311	金 属 製 品		3	5	2	
バ ラ ンス	322	121	△34	白 動 車		16	9	6	
					輸 出	航 空 機	n. a.	4 ²⁾	2
						総 額	229	228	191
					バ ラ ンス	11	△49	△99	

注 1) 特別貿易。2) 30年のみの数値。

出所 *Statistique générale de la France, 1929, p. 208, 210, 1932, pp. 251-252.* より作成。

ランス側からはどうか。フランスの全輸出入中の食料・工業原料・製造品の比重が、それぞれ15・25・60%、25～35・45～60・15～20%前後、域内工業国チェコで10～15・20～15・65～75%、25・50・25%前後、半工業国ポーランドでは30・40～55・15～25%、20・40・40%前後であったことを考慮すれば、表12²⁴⁾からそれぞれの経済的發展段階が浮びあがって興味深い。むしろ恐慌初期の景気持続を反映する輸入増で、フランスは両国に貿易収支レベルでは外貨供給を行っていたことがわかる。ただ全輸出入に占める割合が2～4%であったように、東欧はフランスにとって限界市場にとどまった。しかも東欧の主要輸出品である穀物については、自給化政策と割当制度の結果、輸入は当該年度の国内生産不足を補う役割しか果たさなかったし、さらにその大半が海外農業国産で、東欧産はネグリジブルでしかなかったのである。

V お わ り に

ドイツが東欧農業恐慌に対して提示した施策は、二国間条約形式での積極的な特惠供与で可能な諸国との連携強化を深めるということであった。これは全東欧を包摂する全欧レベルでの農工間分業再編をめざすものではなく、全体として保護主義を強化しつつも、国内農業に一定の犠牲を強い、ドイツ工業の利益をそれと個別に引き換えようとするものであった²⁵⁾。イギリスの場合、帝国内農業諸国の利害のためには、東欧農業諸国の犠牲もやむなしという立場が最も鮮明だった。

他方フランスは、あくまで多数国間条約による域内の組織化と域外諸国全体としての連携強化に固執する。イギリスとの差異は、東欧農業諸国の不況克服を少なくとも自国の直接的利益とみなし、多数国間条約ないし金融信用面での

24) 本来は純農業国であるユーゴ、ルーマニア、ブルガリアとの貿易が検討されねばならないが、この統計年報からはチェコ・ポーランドしかえられない。

25) ドイツ外務省は、資本輸出力の欠如ゆえに特惠供与が不可避であると主張していた。諫山正、ナチス広域経済論序説、「経済学批判」5、1979年1月、87頁。逆にフランスは、国際資本市場としての地位上昇がある限りで、それを回避することも出来たのである。

テコ入れの必要だけは認めた点である。ただフランスは二国間協定の強化と、自国市場の積極的開放による過剰穀物販路の保証にはついに利害を見出せなかった。過剰ストックはできるかぎり多数の域内域外諸国に分担させるべきものであったわけである。

この点は、すでにみたフランス資本主義の蓄積構造と独自の対東欧インタレストに制約されたものであった。フランス金融寡頭制の利害は第一に東欧諸国全域に対する債権国としての地位にあり、その地位ゆえに一方で政治的軍事的ヘゲモニーが確保され、他方で工業生産力における歴史的劣位の克服を志向する重工業独占体の直接投資、資本輸出と結合した商品輸出が保証されていたのである。たしかに債務履行能力を喪失した東欧諸国にとって抜本的打開策は農産物輸出しかなく、同様な農業恐慌に喘ぐフランス農業にとって東欧農産物流入が脅威となるはずであった。だが個別二ヶ国間の特恵協定では東欧全域にわたる債権国としての地位を磐石たらしめるべくもなかったであろう。ある意味ではここにこそフランスのディレンマが存在したといえる。それゆえ東欧農業問題をめぐる国際交渉の席でフランスは常に大国間の協調を唱道せざるをえなかったが、それが「金の武装と欧州最大の軍備によって確保」²⁶⁾されるフランス金融資本固有の構造と利害に起因するものである以上、「協調」が挫折に終ることは運命づけられていたといえるかもしれない。かくて世界経済の解体は、東欧危機への対応能力喪失と軌を一にしていくことになる²⁷⁾。

[1985・11]

26) 慶応義塾大学金融研究会「恐慌の新段階と世界経済の動向」森山書店、1934年、442頁。

27) 東欧をめぐるブロック化の問題は、ドイツの側からの検討を要するが、さらにポーランドを除き大陸債権国連合たる性格をもつフランスを盟主とした金ブロック諸国と東欧諸国との通商金融関係の実態が明らかにされねばならない。